

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 2 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 2 年 6 月 26 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

### 処 分 事 項

羽曳野市宮向野東住宅 2・3 号棟解体工事の請負契約を変更する契約

- 1 契約の目的 羽曳野市宮向野東住宅 2・3 号棟解体工事の請負契約を変更する契約
- 2 契約金額の変更 原請負契約の契約金額「264,036,300 円」を「251,761,400 円」に変更する。

羽曳野市宮向野東住宅2・3号棟解体工事 工事費の主な増減項目

主な増項目

	名 称	原 設 計 金 額	変 更 設 計 金 額	差 額
1	アスベスト(飛散性)処分	1,141,086	2,478,910	1,337,824
2	金属くず処分	-4,608,199	-3,583,868	1,024,331
3	敷鉄板	498,492	1,570,250	1,071,758
4	出入口部分路面補修	0	465,883	465,883
5	混合廃棄物処分	786,265	1,242,032	455,767
6	杭撤去	13,770,667	14,104,098	333,431
7	リサイクル家電処分	177,989	466,328	288,339
8	その他	6,872,700	7,666,498	793,798
	増項目工事費計	18,639,000	24,410,131	5,771,131

主な減項目

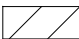
	名 称	原 設 計 金 額	変 更 設 計 金 額	差 額
1	コンクリートガラ処分	18,669,051	11,303,222	-7,365,829
2	木くず処分	12,105,155	2,666,806	-9,438,349
3	砕石処分	14,543,717	14,099,160	-444,557
4	アスファルトガラ処分	4,290,991	4,050,871	-240,120
5	その他	1,933,085	1,375,909	-557,176
	減項目工事費計	51,541,999	33,495,968	-18,046,031

増項目工事費計 + 減項目工事費計 = - 12,274,900円

# 羽曳野市宮向野東住宅2・3号棟解体工事 配置図



配置図

 工事範囲を示す